

住まいに関する 支援・制度

豊田市には住まいに関する支援・制度がたくさんある。
積極的に利用してみよう!



豊田市で暮らす

制度 **4**

長く住みやすい家を 長期優良住宅

将来に渡り長く住み続けられる住宅の普及を促進するため、一部の税制が優遇される。



- 対象建物の固定資産税額の1/2(住宅部分120㎡相当税額分までを5年間または7年間減額)
- 所得税から住宅の借入金等特別控除または認定住宅新築等特別税額控除を受けられる。
- 市役所で証明書もらった方に対し、所有権の移転登記、保存登記の登録免許税を軽減
- 不動産取得税が一般住宅は1,200万円控除のところ、長期優良住宅は1,300万円の控除(条件あり)



制度 **5**

長く住みやすい家を 住宅の省エネ改修に伴う 固定資産税の減額

地球温暖化防止のため、住宅の省エネルギーを促進するよう要件を満たし、対象となる省エネ改修工事(補助金等を除く自己負担金が50万円を超えるもの)を行って、現行の省エネ基準に適合すると申告により改修工事が完了した年の翌年度分に限り固定資産税を減額する。

資産税課 ☎ 0565・34・6983



制度 **2**

スマートハウスをお得に スマートハウス減税

①住宅用太陽光発電システム、②家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、③家庭用リチウムイオン蓄電池システムの全てを兼ね備えた住宅に対し、固定資産税、都市計画税を床面積120㎡相当分まで減免する。

資産税課 ☎ 0565・34・6983



制度 **3**

新築で減税 新築住宅等に対する 固定資産税の減額

一戸建ての新築住宅で一定の要件に該当する中高層耐火住宅は5年間、それ以外の住宅は3年間(長期優良住宅については各2年延長)住宅部分に対し固定資産税を減額する。

資産税課 ☎ 0565・34・6983



負担を少なく 環境に優しい 暮らしを

豊田市の制度の中には環境に優しい住宅や、住宅のシステム、次世代自動車などの購入や改修に対し、補助金や税金の一部免除などが受けられる制度がある。住宅の購入などを考えている場合は条件等を確認し、利用してみよう。詳しくは豊田市役所へ問い合わせを。

制度 **1**

エコな暮らしを応援!

豊田市エコファミリー 支援補助金

豊田市ではスマートハウス化設備や次世代自動車の購入など、環境に配慮した技術を取り入れる際に補助金が支給される。エコな暮らしを実践してみよう。

補助の対象となるシステム

- スマートハウス化設備(太陽光発電設備及びHEMSを設置し、かつ、蓄電池又はV2Hを申請年度内に一体的に導入するもの) ※既存住宅のみ
- ZEH(蓄電池またはV2Hを同時に導入するもの)
- 家庭用燃料電池システム
- 家庭用リチウムイオン蓄電池システム又は電気自動車等充給電設備(V2H) ※既存住宅のみ
- 次世代自動車(PHV、EV及びFCV) ※充電設備を設置した場合は上乗せ補助あり

環境政策課 ☎ 0565・34・6650



まだある！

住まいに関する 支援・制度



□ 豊田市民間木造住宅 耐震改修工事等補助金 (耐震シェルター等整備工事費補助)

市の無料耐震診断を受けた住宅で、高齢者または障がい者が居住する住宅に耐震シェルター及び防災ベッドを整備する工事費を補助する。

建築相談課 ☎0565・34・6649

□ みどりのまちづくり推進事業補助金

民有地で行う優良な緑化工事に補助金が支給される。緑化工事に係る樹木、地被植物、芝等の植栽費や植栽基盤整備費、灌水施設整備費、生垣設置費等の経費が対象。

公園緑地つかう課 ☎0565・34・6621

□ 住宅改修費の助成(高齢者)

高齢者が居住する住宅の改善工事(手すりの取り付け、段差解消等)にかかる費用の一部を助成し、在宅での生活環境を整える。対象者は豊田市に住所がある介護保険の要介護又は要支援の認定者のうち、在宅で介護を受けている人。※事前の申請が必要

介護保険課 ☎0565・34・6634

□ 住宅改修費の助成(障がい者)

障がい者が居住する住宅の改善工事(手すりの取り付け、段差解消等小規模なもの)にかかる費用の一部を助成し、在宅での生活環境を整える。対象者は豊田市に住所がある身体障がい者手帳所持者(下肢機能障がい、体幹機能障がい若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がい3級以上又は視覚障がい2級以上)、下肢または体幹機能に一定の障がいのある難病患者。※事前の申請が必要

障がい福祉課 ☎0565・34・6751

□ 浄化槽雨水貯留施設 転用補助制度

下水道の接続時に不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するために必要な費用の一部(費用の1/2、上限6万円)を補助する。

下水道建設課 ☎0565・34・6624

□ 雨水貯留浸透施設補助制度

雨水貯留浸透施設を設置するために必要な工事費の一部(費用の1/2、工事内容により上限は異なる)を補助する。

下水道建設課 ☎0565・34・6624

□ 合併処理浄化槽の設置費 補助制度

専用住宅、併用住宅(延べ面積の1/2以上を居住の用に供するもの)で合併処理浄化槽へ転換する者に、設置費の一部を補助する。

下水道施設課 ☎0565・34・6964

□ 豊田市非木造住宅等耐震化 促進事業補助金 (耐震診断費補助)

昭和56年5月31日以前着工の非木造建築物(住宅を含む)の耐震診断にかかる費用の一部を補助する。

建築相談課 ☎0565・34・6649

□ 豊田市非木造住宅等耐震化 促進事業補助金 (改修工事費補助)

耐震診断の結果、安全な構造でないと判定された建物を耐震性のある建物に改修するための工事費の一部を補助する。

建築相談課 ☎0565・34・6649

□ 豊田市非木造住宅等耐震化 促進事業補助金 (改修設計費補助)

耐震診断の結果、安全な構造でないと判定された建物を耐震性のある建物に改修するための設計費の一部を補助する。

建築相談課 ☎0565・34・6649

□ 豊田市民間木造住宅 耐震改修工事等補助金 (木造住宅無料耐震診断)

昭和56年5月31日以前着工の木造住宅の耐震化の支援(耐震診断)。診断費は無料。

建築相談課 ☎0565・34・6649

□ 豊田市民間木造住宅 耐震改修工事等補助金 (一般改修費補助)

市の無料耐震診断を受けた住宅で、耐震性を向上させる改修工事の工事費と設計費を補助する。

建築相談課 ☎0565・34・6649

□ 豊田市民間木造住宅 耐震改修工事等補助金 (段階改修費補助)

市の無料耐震診断を受けた住宅で、段階的に耐震性を向上させる改修工事の工事費と設計費を補助する。

建築相談課 ☎0565・34・6649

□ 豊田市民間木造住宅 耐震改修工事等補助金 (解体費補助)

市の無料診断を受けた住宅で30㎡以上の現に居住している木造住宅を解体する工事費を補助する。

建築相談課 ☎0565・34・6649

□ 豊田市ブロック塀等 撤去奨励補助金

個人の資産であるブロック塀等を撤去し、ほかの危険性の少ない塀等に変更を促すために撤去費の一部を補助する。

建築相談課 ☎0565・34・6649

□ 登記相談

司法書士、土地家屋調査士が不動産の名義変更や土地の境界などの相談に応じる。

市民相談課 ☎0565・34・6626

□ 不動産相談

宅地建物取引士が土地や建物の購入や売却、不動産活用などの相談に応じる。

市民相談課 ☎0565・34・6626

□ 住宅の耐震改修に伴う 固定資産税の減額

要件を満たし、対象となる耐震改修工事(リフォーム等を除く自己負担金が50万円を超えるもの)を行って、現行の耐震基準に適合すると申告により改修工事が完了した年の翌年度分に限り固定資産税を減額する。

資産税課 ☎0565・34・6983

□ 豊田市空家解体促進費補助金

老朽化が進行している空家の解体にかかる費用の一部を補助する。 ※事前の申請が必要

定住促進課 ☎0565・34・6728

□ 住宅のバリアフリー改修に伴う 固定資産税の減額

要件を満たし、対象となるバリアフリー改修工事(補助金等を除く自己負担金が50万円を超えるもの)を行うと、申告により改修工事が完了した年の翌年度分に限り固定資産税を減額する。

資産税課 ☎0565・34・6983

□ 豊田市住宅・建築物土砂災害 対策改修補助金

土砂災害特別警戒区域内の既存不適格である建築物を改修する方に対し、補助対象工事の23%を補助する。

建築相談課 ☎0565・34・6649

□ 豊田市がけ地近接等危険住宅 移転事業費補助金

がけ地に近接した危険住宅を移転する場合に、移転等にかかる費用(建物除却費の一部、建物取得費・土地購入費・敷地造成費の利子の一部)を補助する。

建築相談課 ☎0565・34・6649